

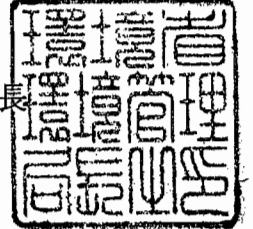


環管総発第050623002号

平成17年6月28日

社団法人建設機械化協会会長 殿

環境省環境管理局長



自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について（通知）

今般、自動車排出ガスの規制を強化するため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり自動車排出ガスの量の許容限度（昭和49年1月環境庁告示第1号）の一部を改正することとしたので通知します。

○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件新旧対照条文(抄)

改正案

現行

(傍線の部分は改正部分)

大気汚染防止法第十九条第一項の自動車排出ガスの量の許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車(規則第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車であつて、法第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された自動車を除くものをいう。別表第一の二において同じ。)並びに軽自動車(規則第二条に規定する軽自動車であつて、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車及び二輪自動車を除くものをいう。)であつて、法第七十五条第四項の検査を受けようとするもの及び当該自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置(装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第二条第十八号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。)について規則第六十三条の検査を受けようとするもの並びに軽自動車(規則第二条に規定する軽自動車であつて、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車を除き、二輪自動車に限る。)及び小型特殊自動車(規則第二条に規定する小型特殊自動車をいう。以下同じ。)並びに原動機付自転車(法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)であつて、規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの 別表第一の二に掲げる許容限度

三 (略)

別表第一

大気汚染防止法第十九条第一項の自動車排出ガスの量の許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車(規則第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車であつて、法第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された自動車を除くものをいう。別表第一の二において同じ。)並びに軽自動車(規則第二条に規定する軽自動車であつて、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車及び二輪自動車を除くものをいう。)であつて、法第七十五条第四項の検査を受けようとするもの及び当該自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置(装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第二条第六号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。)について規則第六十三条の検査を受けようとするもの並びに軽自動車(規則第二条に規定する軽自動車であつて、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車を除き、二輪自動車に限る。)及び小型特殊自動車(規則第二条に規定する小型特殊自動車をいう。以下同じ。)並びに原動機付自転車(法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)であつて、規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの 別表第一の二に掲げる許容限度

三 (略)

別表第一

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素	(略)		
	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)	二輪車モードによる測定	一キロメートル走行当たり二・七グラム
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定	一キロワット時当たり二十六・六グラム
非メタン炭化水素(排)	(略)		

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素	(略)		
	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)	二輪車モードによる測定	一キロメートル走行当たり二・七グラム
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定	一キロワット時当たり二十六・六グラム
非メタン炭化水素(排)	(略)		

窒素酸化物	炭化水素から排出されるもの		排気管から排出されるもの		気管から排出されるものに限る。
	蒸発ガスとして排出されるもの	プロパンガスとして排出されるもの	炭化水素から排出されるもの	排気管から排出されるもの	
(略)	ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び軽自動車	ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	二輪車モードによる測定 一キロメートル走行当たり 〇・四〇グラム
	一走行による測定	一走行による測定	七モードによる測定	八モードによる測定	一キロメートル走行当たり 〇・八〇グラム
	二・〇グラム	〇グラム	一キロワット時当たり 〇・八〇グラム	一キロワット時当たり 一・三三グラム	一キロワット時当たり 〇・九三グラム
				八モードによる測定	一キロワット時当たり 〇・五三グラム
				八モードによる測定	一キロワット時当たり 〇・五三グラム
				八モードによる測定	一キロワット時当たり 一・三三グラム
				八モードによる測定	一キロワット時当たり 一・三三グラム

窒素酸化物	炭化水素から排出されるもの		排気管から排出されるもの		気管から排出されるものに限る。
	蒸発ガスとして排出されるもの	プロパンガスとして排出されるもの	炭化水素から排出されるもの	排気管から排出されるもの	
(略)	ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び軽自動車	ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	二輪車モードによる測定 一キロメートル走行当たり 〇・四〇グラム
	一走行による測定	一走行による測定	七モードによる測定	八モードによる測定	一キロメートル走行当たり 〇・四〇グラム
	二・〇グラム	〇グラム	一キロワット時当たり 〇・八〇グラム	一キロワット時当たり 一・三三グラム	一キロワット時当たり 〇・九三グラム
				八モードによる測定	一キロワット時当たり 〇・五三グラム
				八モードによる測定	一キロワット時当たり 〇・五三グラム
				八モードによる測定	一キロワット時当たり 一・三三グラム
				八モードによる測定	一キロワット時当たり 一・三三グラム

粒子状物質のうちディゼル黒煙 上五百六十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。） 測定	全負荷時の測定	二十五パーセント
	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	八モードによる測定	四十パーセント
	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	八モードによる測定	三十五パーセント
	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定	三十パーセント
	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定	二十五パーセント

備考
一〇十三 (略)

十四 七モードによる測定とは、自動車を次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に掲げる運転条件で運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して得られた値を、同表の中欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をそれぞれ加算して得られた値で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

運転順序	運転条件	係数
一	原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の二十五パーセントにして運転している状態	〇・〇六
二	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷で運転している状態	〇・〇二
三	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセント	〇・〇五

粒子状物質のうちディゼル黒煙 上五百六十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。） 測定	全負荷時の測定	二十五パーセント
	軽油を燃料とする大型特殊自動車	八モードによる測定	四十パーセント

備考
一〇十三 (略)

七	原動機を無負荷運転している状態	〇・一五
六	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の十パーセントにして運転している状態	〇・一〇
五	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の二十五パーセントにして運転している状態	〇・三〇
四	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の五十パーセントにして運転している状態	〇・三二

別表第一の二

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	一酸化炭素		
				(略)	(略)	
自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、軽自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	二輪車モーターによる測定値	一キロメートル走行当たり二・〇グラム
				ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定値	一キロワット時当たり二十・〇グラム
非メタン炭化水素(排出されるものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
炭化水素から排出されるもの	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、軽自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	二輪車モーターによる測定値	一キロメートル走行当たり〇・三〇グラム(原動機付自転車にあつては、〇・五〇グラム)			

別表第一の二

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	一酸化炭素		
				(略)	(略)	
自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、軽自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	二輪車モーターによる測定値	一キロメートル走行当たり二・〇グラム
				ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定値	一キロワット時当たり二十・〇グラム
非メタン炭化水素(排出されるものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
炭化水素から排出されるもの	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、軽自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	二輪車モーターによる測定値	一キロメートル走行当たり〇・三〇グラム(原動機付自転車にあつては、〇・五〇グラム)			

窒素酸化物						
	蒸発ガスとして排出されるもの	排出されるもの	プロパンガスとして排出されるもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの
(略)	ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車、軽自動車及び原動機付自転車	ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの
	一走行による測定	一走行による測定	一走行による測定	ハモードによる測定 平均値	ハモードによる測定 平均値	ハモードによる測定 平均値
	二・〇グラム	〇グラム	〇・四グラム	一キロワット時当たり 〇・四グラム	一キロワット時当たり 〇・七グラム	一キロワット時当たり 一・〇グラム
	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、軽自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	二輪車モードによる測定 平均値	二輪車モードによる測定 平均値	二輪車モードによる測定 平均値
	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム

窒素酸化物						
	蒸発ガスとして排出されるもの	排出されるもの	プロパンガスとして排出されるもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの
(略)	ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車、軽自動車及び原動機付自転車	ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの
	一走行による測定	一走行による測定	一走行による測定	ハモードによる測定 平均値	ハモードによる測定 平均値	ハモードによる測定 平均値
	二・〇グラム	〇グラム	〇・四グラム	一キロワット時当たり 一・〇グラム	一キロワット時当たり 一・三グラム	一キロワット時当たり 一・五グラム
	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、軽自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	二輪車モードによる測定 平均値	二輪車モードによる測定 平均値	二輪車モードによる測定 平均値
	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム	一キロメートル走行当たり 〇・一五グラム

一酸化炭素	自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	備考(略) 別表第二											
					粒子状物質のうちディーゼル黒煙	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を除く。)	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの									
(略)	自動車	自動車	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が八キロワット以上十九キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が二キロワット以上八キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が一キロワット以上二キロワット未満のもの				
					よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	
					○・二グラム	○・一七グラム	二十五パーセント	四十パーセント	三十五パーセント	三十パーセント	二十五パーセント	二十五パーセント	二十五パーセント	二十五パーセント	二十五パーセント	二十五パーセント

一酸化炭素	自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	備考(略) 別表第二										
					粒子状物質のうちディーゼル黒煙	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を除く。)	軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車								
(略)	自動車	自動車	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの			
					よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定	よる測定の方法による測定
					○・三グラム	○・二グラム	二十五パーセント	四十パーセント	四十パーセント	四十パーセント	四十パーセント	四十パーセント	四十パーセント	四十パーセント	四十パーセント

炭化水素（ 排気管から 排出される ものに限る 。）	（略）	ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）、軽自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車	アイドリン グ時の測定	三・〇パーセント
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	アイドリン グ時の測定	一パーセント
炭化水素（ 排気管から 排出される ものに限る 。）	（略）	原動機付自転車	アイドリン グ時の測定	百万分の千六百
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	アイドリン グ時の測定	百万分の五百
粒子状物質 のうちディ ゼル黒煙	（略）	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）	無負荷急加 速時の測定	二十五パーセント
		軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	無負荷急加 速時の測定	四十パーセント
		軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	無負荷急加 速時の測定	三十五パーセント
		軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	無負荷急加 速時の測定	三十パーセント
		軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	無負荷急加 速時の測定	二十五パーセント

炭化水素（ 排気管から 排出される ものに限る 。）	（略）	ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）、軽自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車	アイドリン グ時の測定	三・〇パーセント
		原動機付自転車	アイドリン グ時の測定	百万分の千六百
炭化水素（ 排気管から 排出される ものに限る 。）	（略）	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）	無負荷急加 速時の測定	二十五パーセント
		原動機付自転車	アイドリン グ時の測定	百万分の千六百

付録第一(略) 付録第二(略)	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	無負荷急加 速時の測定	二十五パーセント
	付録第一(略) 付録第二(略)		